

資産運用に関する規制動向

TOPICS
01

米労働省、401(k)でのオルタナティブ投資へのアクセス拡大に向けた規則案を公表

- 2026年3月30日、米国労働省は、401(k)など米国の確定拠出年金制度においてプライベートエクイティやプライベートクレジットといった非上場・流動性の低い資産の組み入れを容易にするための新ルール案を公表した。受託者がコストや流動性、評価方法などのリスクを適切に確認すれば、訴訟リスクを抑える「セーフハーバー」を与える方針で、個人年金マネーの流入を後押しする狙いがある。
- 当案は昨年夏に出された大統領令に基づく措置だが、私募市場では富裕層向け私募クレジット・ファンドで解約請求が増え、資産評価への懸念も強まっており、こうした高リスク資産を一般の老後資金に組み入れることへの批判も強まっている。

TOPICS
02

金融庁「非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に関する基準」の一部改正について

- 2026年3月31日、「非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に関する基準」が一部改正され、公布された。
- 改正内容：つみたて投資枠の対象となる指数について、①「読売株価指数」と「JPX プライム 150 指数」を新規に追加する。② 一定の指定株式指数について、他の指定指数と組み合わせが必要との要件を撤廃する。指定指数に連動しない公募株式投資信託における対象商品の要件のうち、主たる投資対象の要件を「主に株式に投資するもの」から「主に株式又は公社債に投資するもの」とする。つみたて投資枠における売買手数料については、現状、売買手数料はゼロとなっているところ、定期売却サービスに限り、サービスに通常必要と認められる手数料の徴収を可能とする。

TOPICS
03

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案を閣議決定

- 2026年4月10日、政府は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案を閣議決定した。金融・資本市場の変化に対応しつつ、成長資金供給を拡大するとともに、市場の公正性・透明性及び投資者保護を確保することを目的とする。
- 改正内容：①暗号資産に係る規制の見直し（資金決済法から金融商品取引法に移管）、②企業のサステナビリティ情報の開示・保証（一定の企業に対してサステナビリティ開示基準に基づく情報開示及び第三者保証を義務付け等）、③スタートアップ企業への資金供給の促進（有価証券届出書の提出免除基準の引き上げ等）、④有価証券に関する不公正取引規制等の見直し（インサイダー取引規制の対象者の範囲拡大等）

(出所)「US Department of Labor proposes landmark rule to democratize access to alternative investments in 401(k) plans | U.S. Department of Labor」(<https://www.dol.gov/>)、「非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に関する基準」の一部改正について：金融庁、「第 221 回国会における金融庁関連法律案：金融庁」(<https://www.fsa.go.jp/>)

野村アセットマネジメントからのお知らせ

■ ご注意

下記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をご覧ください。

■ 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

■ 投資信託に係る費用について

以下の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

2026年4月現在

ご購入時手数料 《上限 3.85%（税込み）》	投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。投資信託によっては、換金時（および償還時）に「ご換金時手数料」等がかかる場合もあります。
運用管理費用（信託報酬） 《上限 2.222%（税込み）》	投資家はその投資信託を保有する期間に応じてかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。 * 一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。 * ファンド・オブ・ファンズの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。
信託財産留保額 《上限 0.5%》	投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。
その他の費用	上記の他に、「組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。

商号：野村アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第373号

加入協会：一般社団法人資産運用業協会／一般社団法人第二種金融商品取引業協会